
貯金保険法に基づくお客様の届出情報確認のご協力について

貯金保険法により、同一JAに複数の貯金口座を有する貯金者については、それらの貯金金額を合算するなど、保護対象金額を確定することが必要です。(この保護対象金額の確定作業を「名寄せ」といいます。)

これに伴い、全国のJAバンクは、平時から貯金者のカナ氏名、生(設立)年月日、電話番号等の「名寄せ」に用いる貯金者データを整備しておくことが、貯金保険法第57条の2、第60条の3の規定によって義務付けられています。これは万一保険事故が発生した場合、保護対象金額を迅速に確定し、お客様が円滑に貯金の払い戻し等を受けられるための措置です。

万一、金融機関に保険事故が発生したときに貯金者データが未整備の場合は、「名寄せ」作業ができず、お客様のご貯金が円滑に払い戻しできない恐れがあります。

このため、当JAからお客様のご住所、お名前、生年月日(設立年月日)、電話番号を確認させていただくことがございますので、その際は、上記主旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、ご住所、お名前、電話番号をご変更の際には金融窓口へのお届けが必要となりますので、お早めに手続きいただきますようお願いいたします。